

「電車旅客営業規則」の改正について

【2025 年 8 月 3 日改正】

・駅前大橋ルート開業に伴う団体/貸切乗車券の取扱方変更、乗換指定停留所の変更を踏まえた文言修正をいたします。

■広島電鉄株式会社 電車旅客営業規則

No.	現 行	改正案	備考
1	(乗車券の発売箇所) 第 25 条 列車内又は車両内では、電車一日乗車券・一日乗車乗船券を発売する。 2 当社の定期券発売窓口又は当社が指定した各発売所では、定期乗車券、MOBIRY DAYS乗車券及び電車一日乗車券、一日乗車乗船券を発売する。 3 MOBIRY DAYS利用約款第 4 条に定めるMOBIRY DAYSアプリ、WEBサイトでは、定期乗車券、MOBIRY DAYS乗車券を発売する。 4 広電宮島口駅、広島駅停留場、広島港停留場、営業所では、団体乗車券、貸切乗車券を発売する。広島駅停留場においては、これに加え電車一日乗車券・一日乗車乗船券を発売する。 5 本条に定める以外の場所に当社が指定した係員を派遣して発売する場合は、この限りではない。	(乗車券の発売箇所) 第 25 条 列車内又は車両内では、電車一日乗車券・一日乗車乗船券を発売する。 2 当社の定期券発売窓口又は当社が指定した各発売所では、定期乗車券、MOBIRY DAYS乗車券及び電車一日乗車券、一日乗車乗船券を発売する。 3 MOBIRY DAYS利用約款第 4 条に定めるMOBIRY DAYSアプリ、WEBサイトでは、定期乗車券、MOBIRY DAYS乗車券を発売する。 4 広電宮島口駅、広島駅停留場、広島港停留場、営業所では、団体乗車券、貸切乗車券を発売する。広島駅停留場においては、これに加え電車一日乗車券・一日乗車乗船券を発売する。 5 本条に定める以外の場所に当社が指定した係員を派遣して発売する場合は、この限りではない。	・2025 年 8 月 2 日を以って広島駅電車案内所の営業を終了するため削除するもの。(本条第 2 項に記載のある当社の定期券発売窓口にあたる広島駅営業センターは引き続き営業を続ける。)
2	(団体旅客運送の申込み) 第 33 条 前条の規定により団体乗車券を購入しようとする旅客は、乗車時まで、その人員、行程等その他必要事項を記入した申込書を提出して、団体旅客運送の申込みを行うものとする。但し、当社が特に認めた場合は、期間外においても、運送の申込みを受け付けることがある。	(団体旅客運送の申込み) 第 33 条 前条の規定により団体乗車券を購入しようとする旅客は、乗車日乗車日の前日までに、その人員、行程等その他必要事項を記入した申込書を提出して、団体旅客運送の申込みを行うものとする。但し、当社が特に認めた場合は、期間外においても、運送の申込みを受け付けることが	・2025 年 8 月 2 日を以って広島駅電車案内所の営業を終了し、乗車当日の団体乗車券発券が困難となるため、修正す

No.	現 行	改正案	備考
	2 団体旅客運送の申込者は、次の各号に定めるとおりとする。 (1) 学生団体 代表者、申込責任者又は旅行業者 (2) 普通団体 代表者、申込責任者又は旅行業者 3 申込者の記入方は、次の各号に定めるところによる。 (1) 前項に規定する申込者の住所氏名を記入する。 (2) 旅行業者が斡旋をした場合には、当該旅行業者の住所氏名を記入する。 (3) 前項第 1 号の場合で、数校連合のとき、又は第 5 条の規定により乗車しようとする旅客が団体旅客として取扱いを希望するときは、総申込人員を記入するほか、関係学校別の人員又は普通乗車券を購入して乗車しようとする人員を明示する。 4 混乗の乗車方法、その他取扱条件はその都度定める。 5 旅客から本条の規定による団体旅客運送の申込みを受けた場合は、当社において、運輸上支障のない限り、当該団体旅客運送を引受けるものとする。 6 前項の規定により、当社が団体旅客運送の引受けをしたときは、その申込者に運送を引き受けた旨を通知する。	ある。 2 団体旅客運送の申込者は、次の各号に定めるとおりとする。 (1) 学生団体 代表者、申込責任者又は旅行業者 (2) 普通団体 代表者、申込責任者又は旅行業者 3 申込者の記入方は、次の各号に定めるところによる。 (1) 前項に規定する申込者の住所氏名を記入する。 (2) 旅行業者が斡旋をした場合には、当該旅行業者の住所氏名を記入する。 (3) 前項第 1 号の場合で、数校連合のとき、又は第 5 条の規定により乗車しようとする旅客が団体旅客として取扱いを希望するときは、総申込人員を記入するほか、関係学校別の人員又は普通乗車券を購入して乗車しようとする人員を明示する。 4 混乗の乗車方法、その他取扱条件はその都度定める。 5 旅客から本条の規定による団体旅客運送の申込みを受けた場合は、当社において、運輸上支障のない限り、当該団体旅客運送を引受けるものとする。 6 前項の規定により、当社が団体旅客運送の引受けをしたときは、その申込者に運送を引き受けた旨を通知する。	るもの。
3	(乗継ぎ及び乗換えの運賃) 第 78 条 乗継ぎ及び乗換えの運賃については、以下のとおりとする。 (1) 鉄道における乗継ぎの運賃 イ 広電西広島停留場において第 63 条に規定する普通旅客運賃を収受し、乗継ぎ後の運賃を無賃とする。但し、鉄道から軌道へ乗	(乗継ぎ及び乗換えの運賃) 第 78 条 乗継ぎ及び乗換えの運賃については、以下のとおりとする。 (1) 鉄道における乗継ぎの運賃 イ 広電西広島停留場において第 63 条に規定する普通旅客運賃を収受し、乗継ぎ後の運賃を無賃とする。但し、鉄道から軌道へ乗	・ 5 号線の運行経路が 2025 年 8 月 3 日以降、 従来の広島駅-的場町-段 原一丁目-比治山下の経 路から広島駅-稲荷町-松

No.	現 行	改正案	備考
	継いだ場合で、乗継ぎ前の運賃及び乗継ぎ後の運賃全額をMOB I R Y DAY S乗車券を用いて支払う場合は、広電西広島停留所において第 63 条の 2 に規定するMOB I R Y DAY S運賃を収受し、乗継ぎ後、普通旅客運賃から既に収受したMOB I R Y DAY S運賃を差引いた差額運賃を収受する。 ロ 乗継ぎの有効期限は、MOB I R Y DAY S乗車券を使用して乗継ぐ場合は乗継ぎ前の列車又は車両を降車し 60 分以内、普通乗車券、10 カード乗車券及び現金を使用して乗継ぐ場合は乗継ぎ前の列車又は車両を降車した当日限りとする。但し、以下の場合は、割引を適用しない。 (i) 広電西広島停留場以外で乗継いだとき (ii) 有効期限を超過したとき (iii) 後戻りとなる利用をしたとき (iv) 同じ行先の列車又は車両へ乗継いだとき ハ 普通乗車券、10 カード乗車券及び現金を使用して乗継ぐ場合は、別紙第 1 表に定める電車乗換券を発行する。 ニ 定期乗車券で乗車する場合は、割引は適用しない。 (2) 軌道における乗換えの運賃 イ 乗換指定停留場（的場町、八丁堀、紙屋町東・紙屋町西・本通、十日市町、土橋、日赤病院前[広島港方面のみ]、広電本社前、皆実町六丁目、宇品二丁目）において第 63 条又は第 64 条に規定する普通旅客運賃を収受し、軌道へ乗換えた場合は、乗換え後の運賃を無賃とする。 ロ 普通乗車券、10 カード乗車券及び現金を使用して乗換える場合は、別紙第 1 表に定める電車乗換券を発行する。 ハ 乗換えの有効期限は、MOB I R Y DAY S乗車券を使用	継いだ場合で、乗継ぎ前の運賃及び乗継ぎ後の運賃全額をMOB I R Y DAY S乗車券を用いて支払う場合は、広電西広島停留所において第 63 条の 2 に規定するMOB I R Y DAY S運賃を収受し、乗継ぎ後、普通旅客運賃から既に収受したMOB I R Y DAY S運賃を差引いた差額運賃を収受する。 ロ 乗継ぎの有効期限は、MOB I R Y DAY S乗車券を使用して乗継ぐ場合は乗継ぎ前の列車又は車両を降車し 60 分以内、普通乗車券、10 カード乗車券及び現金を使用して乗継ぐ場合は乗継ぎ前の列車又は車両を降車した当日限りとする。但し、以下の場合は、割引を適用しない。 (i) 広電西広島停留場以外で乗継いだとき (ii) 有効期限を超過したとき (iii) 後戻りとなる利用をしたとき (iv) 同じ行先の列車又は車両へ乗継いだとき ハ 普通乗車券、10 カード乗車券及び現金を使用して乗継ぐ場合は、別紙第 1 表に定める電車乗換券を発行する。 ニ 定期乗車券で乗車する場合は、割引は適用しない。 (2) 軌道における乗換えの運賃 イ 乗換指定停留場（稲荷町、八丁堀、紙屋町東・紙屋町西・本通、十日市町、土橋、日赤病院前[広島港方面のみ]、広電本社前、皆実町六丁目、宇品二丁目）において第 63 条又は第 64 条に規定する普通旅客運賃を収受し、軌道へ乗換えた場合は、乗換え後の運賃を無賃とする。 ロ 普通乗車券、10 カード乗車券及び現金を使用して乗換える場合は、別紙第 1 表に定める電車乗換券を発行する。 ハ 乗換えの有効期限は、MOB I R Y DAY S乗車券を使用	川町・比治山下の経路へと変更され、本線との結節点が従来の的場町停留所から稲荷町停留所に変更となるため修正するもの。

No.	現 行	改正案	備考
	して乗換える場合は乗換え前の車両を降車し 60 分以内、普通乗車券、10 カード乗車券及び現金を使用して乗換える場合は乗換え前の車両を降車した当日限りとする。但し、以下の場合は、割引を適用しない。 (i) 乗換指定停留場以外で乗換えたとき (ii) 有効期限を超過したとき (iii) 後戻りとなる利用をしたとき (iv) 同じ行先の車両へ乗換えたとき ニ 定期乗車券で乗車する場合は、割引は適用しない。 (3) バスにおける乗継ぎの運賃 イ MOBIRY DAYS 乗車券を使用して乗継ぐ場合は、別に定めるMOBIRY DAYS 乗車券取扱規則第 7 条第 2 項により取扱う。 ロ MOBIRY DAYS 乗車券以外の乗車券で乗車する場合は、割引は適用しない。	して乗換える場合は乗換え前の車両を降車し 60 分以内、普通乗車券、10 カード乗車券及び現金を使用して乗換える場合は乗換え前の車両を降車した当日限りとする。但し、以下の場合は、割引を適用しない。 (i) 乗換指定停留場以外で乗換えたとき (ii) 有効期限を超過したとき (iii) 後戻りとなる利用をしたとき (iv) 同じ行先の車両へ乗換えたとき ニ 定期乗車券で乗車する場合は、割引は適用しない。 (3) バスにおける乗継ぎの運賃 イ MOBIRY DAYS 乗車券を使用して乗継ぐ場合は、別に定めるMOBIRY DAYS 乗車券取扱規則第 7 条第 2 項により取扱う。 ロ MOBIRY DAYS 乗車券以外の乗車券で乗車する場合は、割引は適用しない。	
4	(運行不能の場合の旅客運賃の払戻し駅) 第 125 条 第 123 条の各号の一に該当する前に購入した普通乗車券、団体乗車券及び貸切乗車券が不要となった場合又は前条第 2 項の規定により、旅客運賃の払戻しを受けようとする旅客は、広電宮島口駅、広島駅停留場、広島港停留場、営業所において旅客運賃の払戻しを請求しなければならない。但し、通用期間内のものに限り取扱うものとする。	(運行不能の場合の旅客運賃の払戻し駅) 第 125 条 第 123 条の各号の一に該当する前に購入した普通乗車券、団体乗車券及び貸切乗車券が不要となった場合又は前条第 2 項の規定により、旅客運賃の払戻しを受けようとする旅客は、広電宮島口駅、広島駅 停留場、広島港停留場、営業所において旅客運賃の払戻しを請求しなければならない。但し、通用期間内のものに限り取扱うものとする。	・2025 年 8 月 2 日を以って広島駅電車案内所の営業を終了するため削除するもの。